

国際観光旅客税法施行令に基づく税関官署の
 管轄及び税関長の権限の委任等に関する公告

国際観光旅客税法施行令（平成30年政令第161号）第8条第1項の規定により委任される同項第2号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄については管轄区域によるものとし、同条第2項の規定により委任される権限の範囲を制限し、令和8年2月1日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、以下のとおり公告する。

この実施に伴い、国際観光旅客税法施行令に基づく税関官署の管轄及び税関長の権限の委任等に関する公告（令和6年10月25日掲示第116号）については、令和8年1月31日限りで廃止する。

令和8年1月28日

大阪税関長 日置 重人

記

1. 管轄

税関官署名	管轄区域
伏木税関支署 富山出張所	富山県のうち 富山市（富山空港を除く。） 魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡
伏木税関支署 富山空港出張所	富山県富山市のうち富山空港
金沢税関支署 七尾出張所	石川県のうち 七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋郡のうち志賀町 鹿島郡 鳳珠郡
金沢税関支署 小松空港出張所	石川県小松市のうち小松飛行場、浮柳町ヨ 50 番地、草野町ハ 26 番地、草野町ハ 39 番地
敦賀税関支署 福井出張所	福井県のうち 福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 吉田郡 今立郡 丹生郡

京都税関支署 滋賀出張所	滋賀県
舞鶴税関支署 宮津出張所	京都府のうち 宮津市 京丹後市 与謝郡
大阪税関 南港出張所	大阪府のうち 此花区（朝日１丁目、朝日２丁目、梅町１丁目、梅町２丁目、春日出北１丁目から春日出北３丁目まで、春日出中１丁目から春日出中３丁目まで、春日出南１丁目から春日出南３丁目まで、桜島１丁目から桜島３丁目まで、四貫島１丁目、四貫島２丁目、島屋１丁目から島屋６丁目まで、高見１丁目から高見３丁目まで、常吉１丁目、常吉２丁目、伝法１丁目から伝法６丁目まで、西島１丁目から西島６丁目まで、西九条１丁目から西九条７丁目まで、梅香１丁目から梅香３丁目まで、北港１丁目、北港２丁目、北港白津１丁目、北港白津２丁目、北港緑地１丁目、北港緑地２丁目を除く。） 住之江区のうち平林北１丁目、平林北２丁目、平林南１丁目、平林南２丁目、南港東１丁目から南港東９丁目まで、南港南１丁目から南港南７丁目まで、南港中１丁目から南港中８丁目まで、南港北１丁目から南港北３丁目まで、これらの地先埋立地
堺税関支署 岸和田出張所	大阪府のうち 岸和田市 貝塚市 泉佐野市（泉州空港北、りんくう往来北１番から４番まで・５番６・５番１１から５番１３まで・６番から１５番まで、りんくう往来南を除く。） 泉南市（泉州空港南、りんくう南浜を除く。） 阪南市 泉北郡 泉南郡（田尻町のうち泉州空港中・りんくうポート北・りんくうポート南を除く。）
大阪税関 大阪外郵出張所	大阪府泉南市泉州空港南のうち 郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第２条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
和歌山税関支署 下津出張所	和歌山県のうち 海南市 有田市 御坊市 田辺市 海草郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡
和歌山税関支署 新宮出張所	和歌山県のうち 新宮市 東牟婁郡

２．次に掲げる税関出張所の長については、国際観光旅客税法施行令第８条第１項第２号に掲げる権限の全部を制限する。

南港出張所